

# 第9回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会

## 議事資料

### < 目次 >

第一号議案 提案事業の申請および令和6年度地域の駐車・交通対策実施計画の改定	1
第二号議案 令和7年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）	7

令和6年10月16日  
豊島区 都市整備部 都市計画課

## 第一号議案

### 提案事業の申請および令和6年度地域の駐車・交通対策実施計画の改定

#### 1. 地域の駐車・交通対策の概要

- 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルにおいて、運用協議会は、地区の特性に応じた駐車施設の整備の促進及び適用地区における駐車施設の効率的な活用等のため、地域ルールの適用を受ける事業者が負担する地域貢献協力金を原資として、「地域の駐車・交通対策」を実施するものとしている。
- 地域の駐車・交通対策の実施にあたっては、運用協議会において年度毎の実施計画（案）を作成し、運用委員会にこれを諮り、その承認をもって実施計画として策定するものとしている。

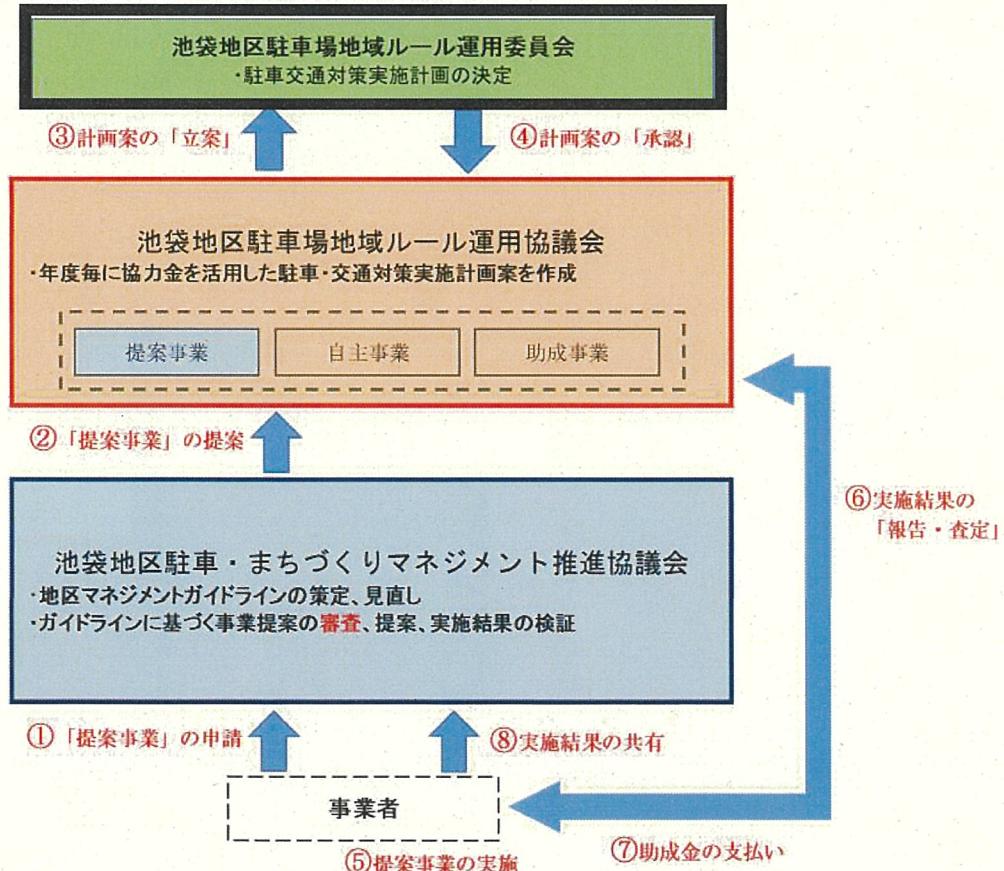
【地域の駐車・交通対策の枠組み】



【「自主事業・助成事業」の実施フロー】



【「提案事業」の実施フロー】



## 2. 提案事業の申請

令和6年9月12日の「第2回池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」において、  
令和6年度の提案事業として、以下2件が承認可決された。

	提案事業の名称	交付申請額
(1)	【変更申請】 令和6年度荷さばきルール啓発活動	(当初申請額) 2,170,942 円 (変更申請額) 1,981,310 円
(2)	サンシャインパーキングと連携したまちなみ 回遊促進事業	550,000 円

### 【地域の駐車・交通対策助成金交付申請（提案事業）】

#### (1) 令和6年度荷さばきルール啓発活動

<提案事業様式－3：変更>

令和6年9月6日

池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会  
会長 近藤 正仁 様

提案事業申請者  
氏名または名称 南北区道周辺荷さばきルール運用協議会  
代表者の職・氏名 会長 菅澤 省吾

[Redacted]

**変更申請書**

令和5年9月12日付けの判定結果通知書で採択いただいた提案事業の内容に変更が生じましたので、  
下記のとおり申請します。

記

提案事業の名称 令和6年度 荷さばきルール啓発活動

助成金交付決定額 2,170,942 円

事業の開始及び完了予定年月日 令和6年4月1日～令和7年1月31日予定

変更前 ①ルール周知活動謝礼→年1回  
②ポスティング（印刷・封入）→年1回  
③ポスティング（ポスティング）→年1回  
④ポスター（レイアウト・印刷）  
→A4：400枚・A3：100枚・B1：2枚  
⑤傷害損害保険→年1回  
⑥駐車状況調査→環状5の1号線貨物車専用駐車枠の駐車状況調査  
⑦一般車両駐車抑制横断幕→実施

変更後 以下の通り、実施回数や内容を変更する。  
①ルール周知活動謝礼→年2回  
②ポスティング（印刷・封入）→年2回  
③ポスティング（ポスティング）→年2回  
④ポスター（レイアウト・印刷）→B1：5枚  
⑤傷害損害保険→年2回  
⑥駐車状況調査→グリーン大通りにおける駐車状況調査  
⑦一般車両駐車抑制横断幕→未実施

(注意) 本様式は、2部（正本及び副本）提出してください。  
別途、変更の内容に関する図書等を添付してください。

## (2) サンシャインパーキングと連携したまちなか回遊促進事業

<提案事業様式-4：助成金交付申請>

令和6年9月25日

池袋地区駐車場地域ルール運用協議会

理事長 篠 栄一郎 様

提案事業申請者 住所 東京都江東区新木場 1-18-13

氏名または名称 WILLER EXPRESS 株式会社

代表者の職・氏名 代表取締役 平山 幸司

### 地域の駐車・交通対策助成金交付申請（提案事業）

令和6年9月12日に開催された「第2回池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」において、別添「判定結果通知書」とおり採択されましたので「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」に基づく提案事業として、下記のとおり申請します。

#### 記

提 案 事 業	提 案 事 業 の 名 称	サンシャインパーキングと連携したまちなか回遊促進事業
	計 画 地	池袋地区内
	事 業 の 目 的 及 び 内 容	池袋エリアの回遊促進に向け、駐車場のモビリティハブとしての効果を検証する
	事 業 に 要 す る 予 算 総 額	550,000円
	助 成 金 交 付 申 請 額	550,000円
	事 業 の 開 始 及 び 完 了 予 定 年 月 日	令和6年11月 1日 ~ 令和7年1月31日
申 請 者 連 絡 先	部署：WILLER EXPRESS 株式会社 池袋営業所 氏名：佐々木 俊治 電話：03-5957-1060 E-mail：toshiharu.sasaki@willer.co.jp	
備 考		

（注意）本様式は、2部（正本及び副本）提出してください。  
別途、事業の内容に関する図書等を添付してください。

### 3. 提案事業説明資料

（1）令和6年度荷さばきルール啓発活動・・・「別紙1」参照

（2）サンシャインパーキングと連携したまちなか回遊促進事業・・・「別紙2」参照

## 4. 自主事業（運用マニュアルの改定に向けた調査）

### (1) 運用マニュアル改定検討の経緯

現在の運用マニュアルでは、駐車施設を隔地で設置する場合、たとえ1台であっても当該敷地から隔地先駐車施設までの動線計画において、交差点負荷の検証を実施することを義務付けている。

しかしながら、隔地する台数規模が小さい場合は、交差点負荷が軽微であるにも関わらず、「交差点調査」「負荷の解析作業」などに要する費用が申請事業者側の大きな負担となり、地域ルール適用申請への大きなハードルとなっている。

### (2) 運用マニュアル改定の目的

交差点解析の必要性を整理し、検証の対象範囲を明確にすることで、地域ルールの適用申請を促し、不要な駐車施設整備を抑制することや既存駐車施設の活用を促すことを目的とする。

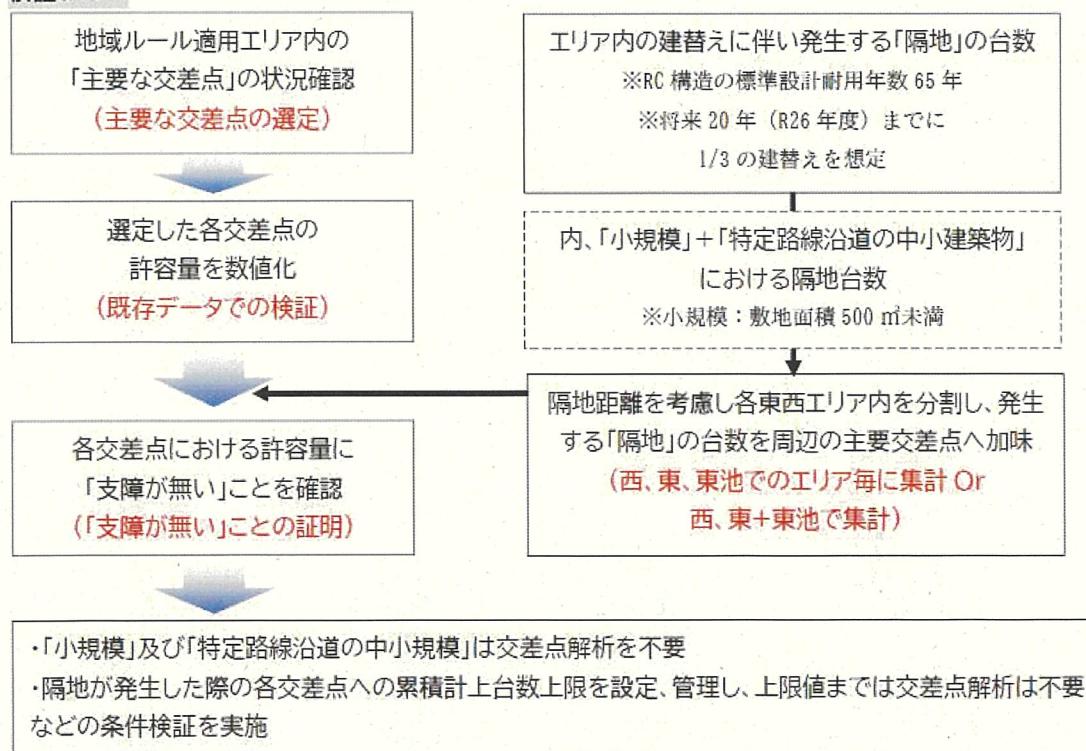
当検証作業に伴う運用マニュアルの改定は、本協議会の活動の主旨である「良好な交通環境を有する歩行者優先のまちづくりの推進」に資するものであることから、地域貢献協力金を活用した「自主事業」として実施する。

### (3) 運用マニュアル改定の効果

- 小規模（敷地500m<sup>2</sup>未満）案件の申請促進
- 不要な駐車場整備の抑制
- 隔地契約の推奨に伴う既存駐車場の有効活用
- 申請数の増加に伴う歳入増
- 歩行者優先の都市空間の実現（敷地内整備は貨物・障害者のみ = 歩行者空間の連続性確保）

### (4) 地域ルールにおける交差点解析の条件検証ロジック

#### 検証フロー



### (検証ロジックイメージ)

小規模および特定路線沿道では、この先約 20 年間（R26 年度）で〇〇台の隔地の発生を想定

→ 広域交通に関わる主要交差点への支障なし

→ 想定期間内であれば、小規模および特定路線の中小規模案件は交差点解析不要

### (検証背景)

#### 【都条例】

駐車場の余剰増

駐車場出入口の乱立

#### 【地域ルール】

駐車需給の平準化

駐車出入口の集約

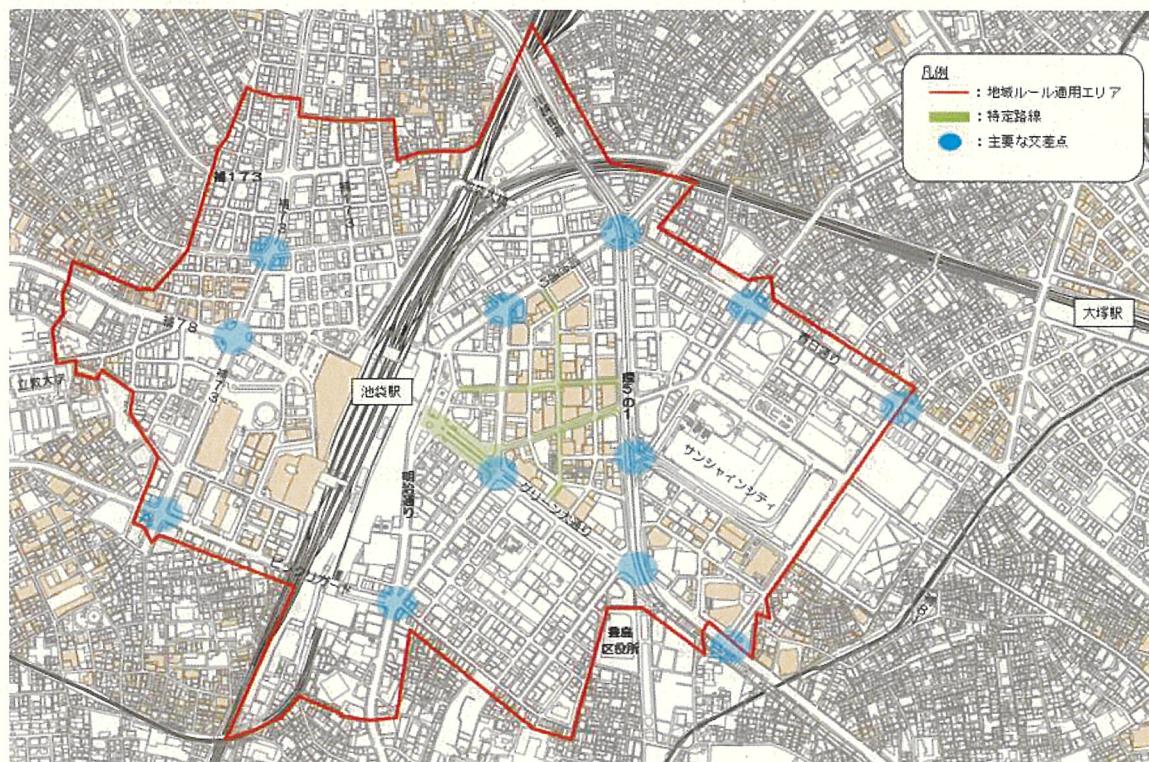
小規模案件における

地域ルール申請の

ハードル除去

⇒申請促進

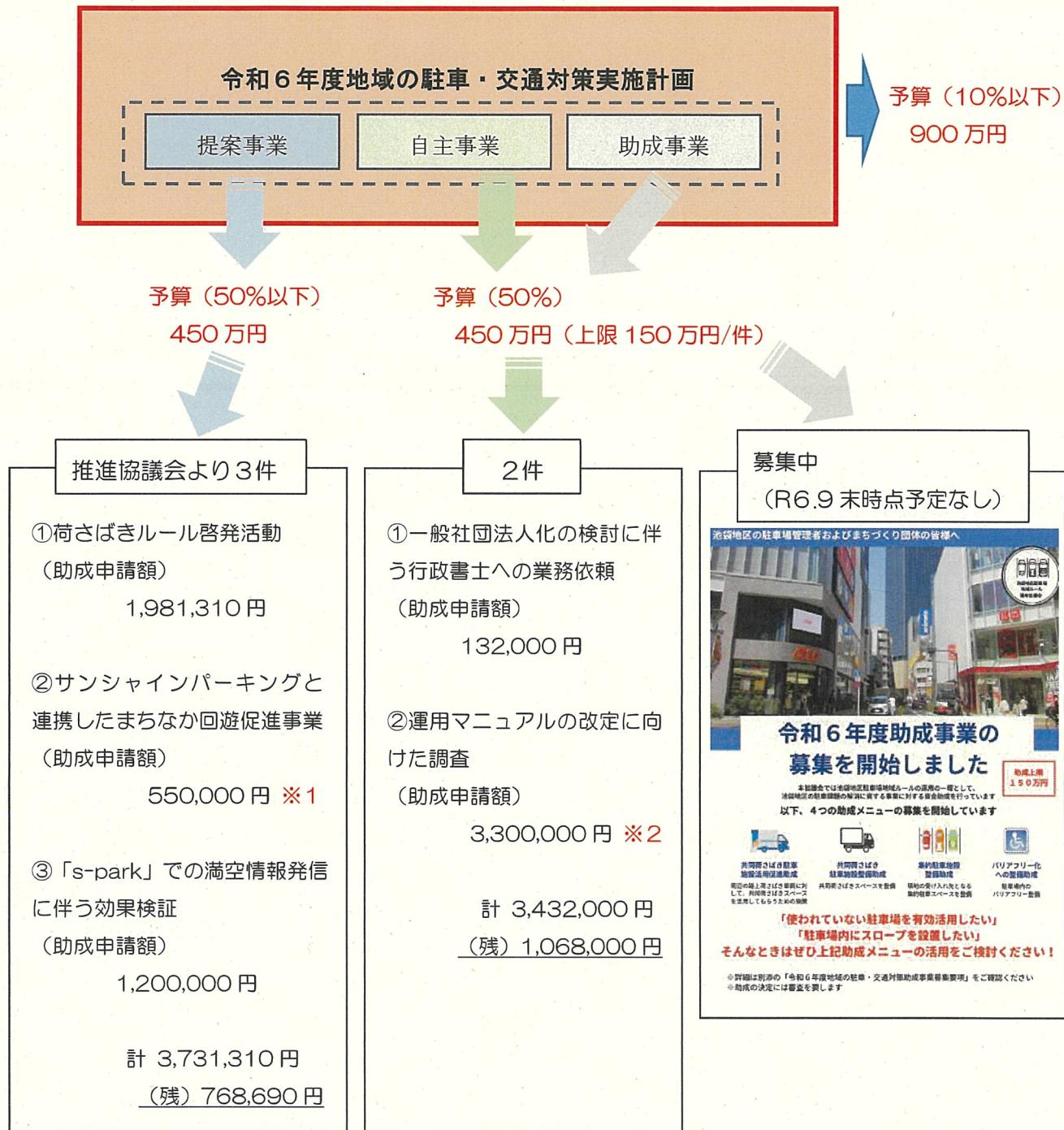
### (主要な交差点)



※特定路線は、「良好な交通環境を有するまちづくりの実現に向けて、歩行者を最優先する路線」  
快適な歩行環境やまちなみの連続性を確保するため、駐車施設を隔地に設置し、駐車施設の  
出入口の設置を抑制していくことを推進する。

## 5. 令和6年度地域の駐車・交通対策実施計画の状況について

※令和5年9月末時点の法人会計現金預金→約9,000万円



※1 令和6年9月12日の「第2回池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」において、利用状況に応じて事業費を増額する可能性も含めて採択された。そのため、利用状況に応じて、1,000,000円を上限として増額申請を認めるものとする。事業者から増額申請の申出が成された際は、地域ルール運用協議会および運用委員会に決議（書面による決議を含む）を諮り、承認を経た上で予算の増額を行う。

※2 本事業は1件あたりの予算上限額（1,500,000円）は適用しない。（第12回理事会で承認済）

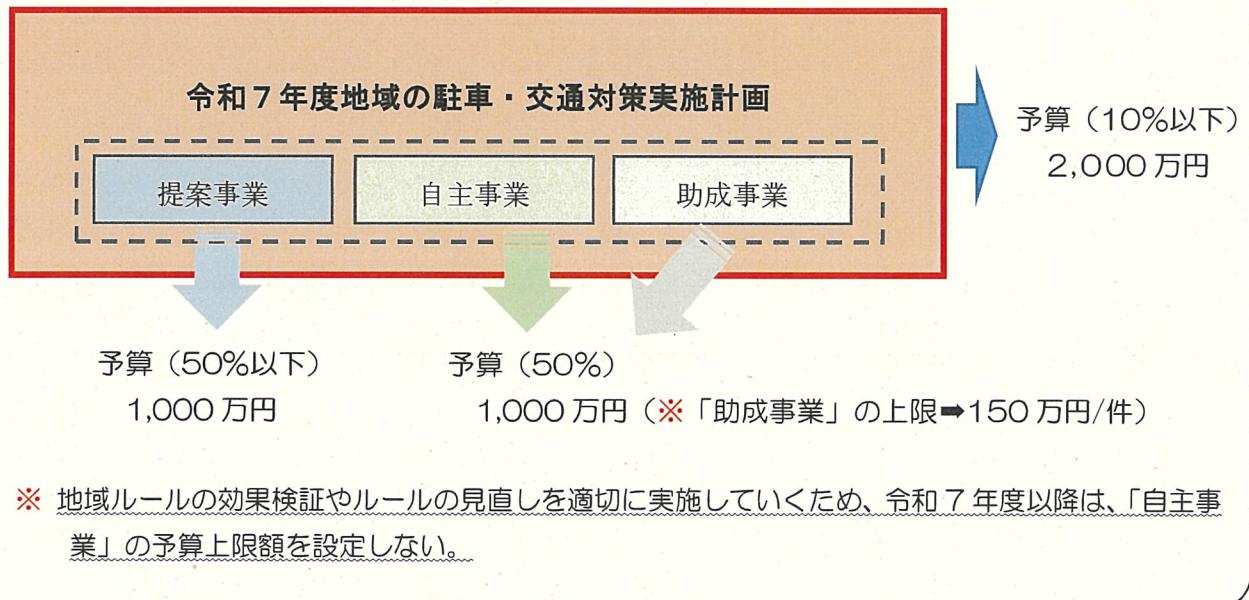
## 第二号議案

### 令和7年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）

#### 1. 令和7年度地域の駐車・交通対策の実施計画（案）

##### （1）枠組み

※令和6年9月末時点の法人会計現金預金→約2億円



【実施内容】①提案事業（ガイドラインの課題への対応）

【実施予算額】1,000万円



課題	対象（実施地）	年度（令和5年）の 目標（件数）	目標（令和6年）の 目標（件数）
池袋駅周辺における駐車場の不足			
駐車場整備事業の実施	・JR東日本池袋駅構内 ・北口駐車場	・タクシーや駆け込み入居者、 専門店などによる駐車場の 確保を進めることを目標	北口駐車シート化の 実現化を目標とします
駅周辺の新たな駐車場整備	・サンシャインシティ周辺 ・アリオ周辺 ・豊島小学校周辺など大手商業施設周辺	・駅周辺の既存駐車場の整備を実現 ・新規駐車場の開拓を目指す取り組み	
駐車場の活性化	・駅周辺の歩行者空間整備 ・駐車場の活性化	・駅周辺の歩行者空間整備 ・駐車場の活性化	・駅周辺の歩行者空間整備 ・駐車場の活性化
駅周辺の駐車環境の整備	・駅周辺の歩行者空間整備 ・駐車場の活性化	・駅周辺による駆け込み入居者の活性化を目標	・駅周辺による駆け込み入居者の活性化を目標
駅周辺の歩行空間の整備	・駅周辺の歩行空間整備	・駅周辺歩行空間の活性化による駆け込み入居者の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化による駆け込み入居者の活性化
駅周辺の駐車場の収容率の確保	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化
歩行空間の整備	・駅周辺歩行空間の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化
駅周辺の駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化
駅周辺の駐車場の収容率の確保	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化
駅周辺の駐車場の収容率の確保	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化
駅周辺の駐車場の収容率の確保	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化
駅周辺の駐車場の収容率の確保	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化
駅周辺の駐車場の収容率の確保	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化	・駅周辺歩行空間の活性化 ・駐車場の活性化

【実施内容】②自主事業

【実施予算額】1,000万円（③助成事業を含む）

A 交通環境改善事業の実施

項目	内容
事業内容	運用協議会が主体となり、交通環境の改善や向上のために必要な物品の購入や交通安全施設の設置などの交通安全対策及び利便性向上策を実施する
実施場所	地域ルール適用範囲周辺
実施要件	池袋地区駐車場地域ルール運用協議会にて採択されたもの

B 駐車交通課題解消に資する調査の実施

項目	内容
事業内容	運用協議会が主体となり、交通量調査、駐車場実態調査、路上駐車台数調査などの駐車交通課題解消に資する調査を実施する
実施場所	地域ルール適用範囲周辺
実施要件	池袋地区駐車場地域ルール運用協議会にて採択されたもの

【実施内容】③助成事業

【実施予算額】1,000万円（②自主事業を含む）

A 共同荷さばき駐車施設活用促進助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	共同荷さばき駐車施設をより多く活用してもらうための対策に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

B 共同荷さばき駐車施設整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設の駐車マスを改変して、共同荷さばき駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

C 集約駐車施設整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設の駐車マスを改変して、集約駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する
助成比率	改変に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

D バリアフリー化への整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設における移動制約者対応として、バリアフリー経路の整備、障害者用駐車マスへの改変に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設（個人宅の既存駐車施設は除く）
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

## 2. 提案事業の申請

令和6年9月12日の「第2回池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」において、令和7年度の提案事業として、以下1件が承認可決された。

提案事業の名称	交付申請額
令和7年度荷さばきルール啓発活動	1,163,422 円

### 【地域の駐車・交通対策助成金交付申請（提案事業）】

<提案事業様式－4：助成金交付申請>

令和6年10月3日

池袋地区駐車場地域ルール運用協議会  
理事長 篠 栄一郎 様

提案事業申請者  
氏名または名称 南北区道周辺荷さばきルール運用協議会  
代表者の職・氏名 会長 菅澤 省吾

地域の駐車・交通対策助成金交付申請（提案事業）

令和6年9月12日に開催された「第2回池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」において、別添「判定結果通知書」のとおり採択されましたので「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」に基づく提案事業として、下記のとおり申請します。

記

提 案 事 業	提案事業の名称	令和7年度 南北区道周辺荷さばきルール啓発活動
	計画地	(地名地番) 東池袋 南北区道周辺 (住居表示) 東池袋1丁目20付近
	事業の目的及び内容	南北区道周辺の荷さばきルール適用エリア内の「荷さばきルール」の周知を目的とした啓発活動
	事業に要する予算総額	1,163,422円
	助成金交付申請額	1,163,422円
	事業の開始及び完了予定年月日	令和7年4月1日～令和8年2月28日予定
申請者連絡先	部署：南北区道周辺荷さばきルール運用協議会 事務局 氏名：木下 透 井上 真理 電話：03-4566-2635 E-mail : tooru·01·kinoshita@city.toshima.lg.jp mari·52·inoue@city.toshima.tokyo.jp	
備考		

(注意) 本様式は、2部(正本及び副本)提出してください。  
別途、事業の内容に関する図書等を添付してください。

### 3. 提案事業説明資料

「別紙1」参照

### 4. 令和7年度地域の駐車・交通対策実施計画の状況について

※令和6年9月末時点の法人会計現金預金→約2億円

